

名古屋港管理組合公報

平成20年11月14日

(金曜日)

第426号

四 次 條 例

○名古屋港管理組合議会の議員等の報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例	1
○公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一 部を改正する条例	1
規 則	
○公益法人等への職員の派遣等に関する規則等の 一部を改正する規則	1
訓 令	
○出勤簿処理規程の一部改正	2
附 示	
○港湾施設の使用停止	2
○平成20年名古屋港管理組合告示第28号の一部改 正	3
○平成20年度名古屋港管理組合補正予算の要領	3
議 会 事 項	
○11月定例名古屋港管理組合議会の結果	6
審 議 令 事 項	
○名古屋港審議会委員の委嘱	7

六 例

名古屋港管理組合議会の議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十年十一月十四日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合条例第八号

名古屋港管理組合議会の議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (平成五年名古屋港管理組合条例第四号) の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「一万五千円」を「一万元」に改める。

附 則

- 1 (施行期日) この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。
- 2 (経過措置) この条例による改正後の名古屋港管理組合議会の議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十年十一月十四日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合条例第九号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改
正する条例 (平成十四年名古屋港管理組合条例第一号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第一条 中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例

に関する法律」を「公益法人等への一般職の地方公務員の派
遣等に関する法律」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に改
める。

附 則

- 1 (施行期日) この条例は、平成二十年十一月一日から施行する。
- 2 (職員定数条例の一部改正) 職員定数条例 (昭和二十六年名古屋港管理組合条例第十号) の一部を次のように改正する。
第三条第二号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。
- 3 (職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例の一部改正) 職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例 (昭和三十二年名古屋港管理組合条例第六号) の一部を次のように改正する。
第一条第一号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

七 例

公益法人等への職員の派遣等に関する規則等の一部を改
正する規則を公布する。

平成二十年十一月十四日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第十二号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則等の一部を改
正する規則

(公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)
第一条 公益法人等への職員の派遣等に関する規則 (平成十
四年名古屋港管理組合規則第一号) の一部を次のように改
正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則
第一条 中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」
を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公
益法人等」を「公益的法人等」に改める。

(給与条例施行規則の一部改正)
第二条 紙写条例施行規則 (昭和二十七年名古屋港管理組合
規則第三号) の一部を次のように改正する。

第二条の六第一号中「公益法人等への職員の派遣等に
する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する
条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」
に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に
する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等
に関する法律」に改め、同条第二号中「公益法人等派遣条
例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部改正)
第三条 職務に専念する義務の免除基準に関する規則 (昭和
三十二年名古屋港管理組合規則第五号) の一部を次のよう
に改正する。

第二条第一項第二号中「公益法人等への職員の派遣等に
する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する
条例」に改める。

<p>「<u>関する条例</u>」を「<u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>」に、「<u>公益法人等派遣条例</u>」を「<u>公益的法人等派遣条例</u>」に、「<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>」を「<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>」に改める。</p> <p>(勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部改正)</p>	<p>「<u>法律</u>」を「<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>」に改める。</p> <p>附 則 この訓令は、平成二十年十一月一日から施行する。</p>
<p>第四条 勤務時間及び休暇に関する条例施行規則(昭和二十二年名古屋港管理組合規則第六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項第二号中「<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>」を「<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>」に改める。</p> <p>(管理職手当規則の一部改正)</p>	<p>名古屋港管理組合告示第36号 次の港湾施設は、平成20年11月15日から当分の間、使用を停止する。 平成20年11月14日 名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 神田 真秋</p>
<p>第五条 管理職手当規則(昭和四十二年名古屋港管理組合規則第三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項第四号中「<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>」を「<u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>」に改める。</p> <p>(職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)</p>	
<p>第六条 職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成四年名古屋港管理組合規則第一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条の一第一項中「<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>」を「<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>」に、「<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>」を「<u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>」に改める。</p> <p>(公務災害等見舞金支給規則の一部改正)</p>	
<p>第七条 公務災害等見舞金支給規則(平成十五年名古屋港管理組合規則第九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条第一項中「<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>」を「<u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>」に、「<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>」を「<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>」に改める。</p> <p>(名古屋港管理組合永年勤続職員表彰規則の一部改正)</p>	
<p>第八条 名古屋港管理組合永年勤続職員表彰規則(平成二十一年名古屋港管理組合規則第二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第二号中「<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>」を「<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>」に改める。</p>	
<p>第五条第一項第一号イ(1)中「<u>公益法人等への職員の派遣等に関する規則</u>」を「<u>公益的法人等への職員の派遣等に関する規則</u>」に、「<u>公益法人等派遣規則</u>」を「<u>公益的法人等派遣規則</u>」に改め、同号イ(2)中「<u>公益法人等派遣規則</u>」を「<u>公益的法人等派遣規則</u>」に改める。</p> <p>この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。</p>	<p>附 則 この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。</p>
<p>訓令第三号</p> <p>出勤簿処理規程(昭和二十七年訓令第五号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>組合内一般 平成二十年十一月十四日 名古屋港管理組合管理者</p>
<p>愛知県知事 神田 真秋</p> <p>第七条第一項第二十七号中「<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>」を「<u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>」に、「<u>公益法人等派遣条例</u>」を「<u>公益的法人等派遣条例</u>」に、「<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法</u></p>	

施設の種類 荷さばき地
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	停止面積	停止区画
稻永ふ頭北D荷さばき地 (稻北D)	1 級	18号岸壁隣接	平方メートル 1,222	区画7

名古屋港管理組合告示第37号

平成20年名古屋港管理組合告示第28号の一部を平成20年11月14日をもって次のように改正する。

平成20年11月14日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

「3,396平方メートル」を「1,236平方メートル」に、「区画1から4」を「区画4」に改める。

名古屋港管理組合告示第38号

平成20年11月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成20年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。

平成20年11月14日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

平成20年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成20年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ723,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,343,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正是、「第2表 債務負担行為補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正是、「第3表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 財 産 収 入		千円 5,108,964	千円 200,232	千円 5,309,196
	1 財 産 運 用 収 入	5,062,633	106,593	5,169,226
	2 財 産 売 払 収 入	46,331	93,639	139,970
7 繰 越 金		400,000	969,768	1,369,768
	1 繰 越 金	400,000	969,768	1,369,768
9 組 合 債		9,732,400	△ 447,000	9,285,400
	1 組 合 債	9,732,400	△ 447,000	9,285,400
歳 入	合 計	35,620,000	723,000	36,343,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		7,444,058 千円	28,000 千円	7,472,058 千円
	1 総務管理費	7,370,615	28,000	7,398,615
3 企画調整費		1,344,339	△ 77,000	1,267,339
	1 企画調整管理費	1,036,693	△ 77,000	959,693
4 港営費		3,541,317	23,000	3,564,317
	1 港営管理費	1,362,320	23,000	1,385,320
5 建設費		10,389,471	159,700	10,549,171
	1 建設管理費	1,433,671	108,000	1,541,671
	2 整備費	8,955,800	51,700	9,007,500
6 公債費		12,722,000	589,300	13,311,300
	1 公債費	12,722,000	589,300	13,311,300
歳出合計		35,620,000	723,000	36,343,000

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
飛島ふ頭（西）用地造成費	—	千円 —	平成21年度	千円 39,700
ガーデンふ頭文化厚生施設補修費	—	—	平成21年度	37,500

第3表 組合債補正

(△印は、減額を示す。)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 返 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
単独事業	千円 1,564,000	千円 △ 447,000	千円 1,117,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	9,732,400	△ 447,000	9,285,400			

平成20年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算

平成20年度名古屋港管理組合基金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 755,600 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,066,600 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水族館振興基金収入		298,000 千円	675,500 千円	973,500 千円
	1 財産収入	9,980	△ 32	9,948
	2 寄附金	10	670,282	670,292
	3 繰越金	10	5,250	5,260
2 海事文化振興基金収入		10,000	30,000	40,000
	1 財産収入	980	△ 428	552
	2 寄附金	10	428	438
	5 繰入金	—	30,000	30,000
3 環境振興基金収入		3,000	50,100	53,100
	2 寄附金	20	28,100	28,120
	4 繰入金	—	22,000	22,000
歳入合計		311,000	755,600	1,066,600

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水族館振興基金		298,000 千円	675,500 千円	973,500 千円
	1 積立金	10,000	675,500	685,500
2 海事文化振興基金		10,000	30,000	40,000
	1 積立金	1,000	30,000	31,000
3 環境振興基金		3,000	50,100	53,100
	1 積立金	3,000	50,100	53,100
歳出合計		311,000	755,600	1,066,600

平成20年度名古屋港管理組合埋立事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成20年度名古屋港管理組合埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成20年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-----

支	出	
第1款 資本的支出	1,809,000 千円	3,000 千円
第1項 南部地区埋立事業費	25,100 千円	3,000 千円

(債務負担行為)

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西部地区埋立整備費	平成21年度	92,800千円

議 会 事 項

11月10日招集された定例名古屋港管理組合議会は、会期を1日と決定し、同日議事終了閉会した。

付議事件等及びその結果は、下記のとおりである。

記

1 名古屋港管理組合議会の議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 原案可決

2 一般会計・特別会計決算特別委員会の設置 可 決

3 一般会計・特別会計決算特別委員会委員の選任

伊	藤	辰	夫
か	じ	山	義
福	田	誠	治
杉	山	ひ	し
桂	俊	と	弘
大	竹	正	人
中	川	貴	元
水	伊	豊	明
伊	神	邦	彦
山	田	幸	洋
さ	さ	典	生
倉	とう	俊	彦
梅	倉	邦	子
浜	田	一	徳

4 公営企業会計決算特別委員会の設置 可 決

5 公営企業会計決算特別委員会委員の選任

中	野	治	美
木	下	泰	優
古	俣	利	浩
森	山	史	久
山	根	義	朗
中	富	昭	一
富	藤	忠	雄
う	澤	春	将
かい	う	清	美
山	口	邦	明
岡	地	麻	夫
梅	村	美	
筒	井	タ	
久	野	カ	
ひ	浩	ヤ	
ざ	平		
わ	孝		
ひ	彦		

また、各決算特別委員会の委員長及び副委員長は、各委員会において互選の結果、次のとおり決定された。

一般会計・特別会計決算特別委員会

委 員 長	大 竹 正 人
副 委 員 長	伊 神 邦 彦

公営企業会計決算特別委員会

委 員 長	梅 村 麻 美 子
副 委 員 長	中 根 義 一

6 平成20年度名古屋港管理組合一般会計補正予算 原案可決

7 平成20年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算 原案可決

8 平成20年度名古屋港管理組合埋立事業会計補正予算 原案可決

9 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について 原案可決

10 特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

	原案可決
11 工事請負契約の締結について（堀川口排水機場ポンプ設備工事）	原案可決
12 工事請負契約の締結について（堀川口排水機場受変電設備工事）	原案可決
13 土地の交換について	原案可決
14 権利の放棄及び和解について	原案可決
15 平成19年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算	閉会中継続審査
16 平成19年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算	閉会中継続審査
17 平成19年度名古屋港管理組合施設運営事業会計決算	閉会中継続審査
18 平成19年度名古屋港管理組合埋立事業会計決算	閉会中継続審査
19 各常任委員会における閉会中の継続調査について	可 決

審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

松 原 武 久（9月1日）
 池 田 桂 子（ 同 ）
 岡 田 邦 彦（ 同 ）
 染 谷 昭 夫（ 同 ）
 高 橋 橋 治 朗（ 同 ）
 浜 田 道 代（ 同 ）
 真 錢 錢 隆（ 同 ）
 伊 藤 勝 利（ 同 ）
 伊 藤 正（ 同 ）
 上 島 広 一（ 同 ）
 木 全 英 一（ 同 ）
 鈴 木 和 雄（ 同 ）
 高 橋 秀 治（ 同 ）
 田 中 洋 行（ 同 ）
 新 田 征 志 郎（ 同 ）
 八 木 嘉 幸（ 同 ）
 鈴 木 淳 雄（ 同 ）
 加 藤 功（ 同 ）
 服 部 彰 文（ 同 ）
 久 野 時 男（ 同 ）
 藤 敏 夫（ 同 ）
 湯 山 芳 夫（ 同 ）
 加 藤 正 嗣（ 同 ）
 入 倉 憲 二（ 同 ）
 浜 田 一 徳（ 同 ）
 ひざわ 尾 孝 彦（ 同 ）
 小 尾 正 臣（ 同 ）
 佐 藤 直 良（ 同 ）
 中 田 徹（ 同 ）
 西 野 慶 龍（ 同 ）